

信州の宿 宿泊延期割事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大期において、県内旅行者のうち宿泊の延期を申し出た者（在留外国人を含む。以下「宿泊延期者」という。）に対し、改めての来訪を促進し、変更後の宿泊時に宿泊料金の割引を行う事業者に対し支援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 長野県（以下「県」という。）及び県から委託を受けた「信州版新たな旅のすすめ」宿泊割事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(事業内容)

第3条 信州の宿 宿泊延期割事業は、宿泊延期者に対し、対象宿泊期間内における宿泊代金の割引を実施するものとする。

(対象事業者)

第4条 支援の対象となる宿泊事業者（以下「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きに日本語で対応することができ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示し、かつ「信州の安心なお店認証制度」の認証を受けている（申請中を含む）とともに、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和3年8月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている県内の施設であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認及び宿泊者に対して県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
- (2) 令和3年8月1日において現に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている県内の施設であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認及び宿泊者に対して県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。

(支援金対象経費)

第5条 支援対象経費は、令和3年8月31日（火）から同年9月26日（日）までの間に宿泊延期者から対象事業者への申し出により、別表1に定める期間の宿泊旅行から振り替えられた長野県内に1泊以上する宿泊代金とする。

- 2 対象事業者一施設あたりの割引上限数は、500人泊とする。
- 3 本事業は、次の各号のいずれかに該当する事業と併用して使用することはできない。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの（ただし、GoToトラベル事業を除く）
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (3) 県が実施する宿泊割事業（「信州の宿 県民応援前売割事業」及び「県民支えあい 信州割 SPECIAL宿泊割事業」）
 - (4) 観光を主たる目的としていない旅行に係るもの
 - (5) その他、県及び事務局が不相当と認めるもの

(宿泊代金支援金額)

第6条 宿泊代金の支援金の額は、1人1泊あたり3,000円とする。

(割引対象者)

第7条 宿泊代金の割引を受ける対象者は、県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる宿泊延期者に限る。

2 宿泊延期者は、延期後の宿泊代金が税込み3,000円以上の場合に限り割引を利用することができる。

(割引利用期間)

第8条 本事業の割引を利用できる期間は、別表2のとおりとする。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染状況により、対象期間を見直すことがあるものとする。

(対象事業者登録申込)

第9条 対象事業者になろうとする者は、別表3に定める日までに電子申請にて登録申込を行うこととする。電子申請によらない場合は、信州の宿 宿泊延期割 対象事業者登録申込書(様式第1-1号)により、登録申込を行うこととする。

2 県は、前項の申込に対し、その内容が適正なものであると確認した場合は、対象事業者を登録し、信州の宿 宿泊延期割事業 対象事業者登録完了通知書(様式第1-2号)により対象事業者に通知することとする。

(支援金の交付条件)

第10条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱の規定に従うこと。

(2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

(3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

(5) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 対象事業者は、前号の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(取組の中止)

第11条 県及び事務局は、対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、対象事業者に対し信州の宿 宿泊延期割事業 中止通知書(様式第2号)により事業の中止を通知することができる。

(1) 対象事業者が前条各号の規定に反する等、この要綱の規定に違反した場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じるおそれがあると県が判断した場合

(3) その他の事由により、県が中止と判断した場合

(割引対象者報告)

第12条 対象事業者は、別表4に定める日までに割引対象者リスト(様式第3号)により、割引対象者を報告しなければならない。

(中間報告)

第13条 対象事業者は、宿泊延期者に宿泊代金の割引を行った場合、別表5に定める日までに信州の宿 宿泊延期割事業 中間報告書(様式第4号)により、次の各号に掲げる書類を添えて、事務局に提出することとする。ただし、対象事業者が電子申請をする場合は、中間報告書(様式第4号)の提出は不要とする。

- (1) 割引対象者リスト(様式第3号)
- (2) 信州の宿 宿泊延期割事業 割引利用確認書(様式第5号)
- (3) その他事務局が必要と認めるもの

2 前項の規定について、割引利用実績がない場合の中間報告は不要とする。

(中間報告に係る請求)

第14条 対象事業者は、前条の中間報告にあわせて信州の宿 宿泊延期割事業 中間報告に係る支援金請求書兼委任状(様式第6号)を事務局に提出することができる。ただし、対象事業者が電子申請をする場合は、請求書兼委任状(様式第6号)の提出は不要とする。

(実績報告)

第15条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、別表5に定める日までに信州の宿 宿泊延期割事業 実績報告書(様式第7号)により、次の各号に掲げる書類を添えて、事務局に提出することとする。ただし、対象事業者が電子申請をする場合は、実績報告書(様式第7号)の提出は不要とする。

- (1) 割引対象者リスト(様式第3号)
- (2) 信州の宿 宿泊延期割事業 割引利用確認書(様式第5号)
- (3) その他事務局が必要と認めるもの

(実績報告に係る請求)

第16条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせ、信州の宿 宿泊延期割事業 実績報告に係る支援金請求書兼委任状(様式第8号)を事務局に提出することとする。ただし、宿泊事業者が電子申請をする場合は、請求書兼委任状(様式第8号)の提出は不要とする。

(支援金の支払等)

第17条 事務局は、第14条又は第16条の規定による支援金の請求があった場合、中間請求にあっては第13条第1項各号に掲げる書類、支援金の請求にあっては第15条各号に掲げる書類の内容を確認のうえ、適正な請求書として受理したときは、速やかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第18条 県及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第19条 県及び事務局は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合若しくは不正な登録申請又は請求を行った場合、支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第20条 県及び事務局は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合若しくは不正な登録申請又は請求を行った場合、支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、県が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第21条 対象事業者は、割引に係る不正利用の防止措置を講じなければならない。

2 第12条で報告された割引対象者以外の者は割引を受けることができない。

(雑則)

第22条 県は、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

2 この要綱に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定する。

別表1 (第5条関係)

対象宿泊期間は以下のとおりとする。

・令和3年9月3日(金)から同月26日(日)宿泊分まで

別表2 (第8条関係)

割引利用期間は以下のとおりとする。

・令和3年10月4日(月)から令和4年1月31日(月)宿泊分まで
・ただし、令和3年12月29日(水)から翌年1月9日(日)までは利用期間から除外する。

別表3 (第9条関係)

対象事業者になろうとする者は、以下の期間内に登録申込を行うこととする。

・令和3年9月3日(金)16時00分から同月26日(日)24時00分まで

別表4 (第12条関係)

宿泊延期者の報告期限は以下のとおりとする。

・令和3年10月6日(水)24時00分まで

別表5 (第13条、第15条関係)

中間報告及び実績報告に係る報告期限は以下のとおりとする。

区分	割引利用月	報告期限
中間報告(第13条)	10月	令和3年11月10日(水)
	11月	令和3年12月10日(金)
	12月	令和4年1月11日(火)
実績報告(第15条)	1月	令和4年2月10日(木)

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。